

富山市福祉事業所物価高騰対策支援金に関するQ&A（介護分）

【令和8年1月1日時点】

Q 1：申請は事業所ごとに行うのか。

A 1：対象となる事業所分をまとめて法人等が申請してください。

【サービス種別ごとに下記の担当課へ申請してください】

- ・介護保険事業所分→介護保険課
- ・養護老人ホーム、軽費老人ホーム（ケアハウス）、有料老人ホーム
(サービス付き高齢者向け住宅を含む) →長寿福祉課
- ・障害福祉サービス事業所分→障害福祉課
- ・生活保護法に基づく施設分→生活支援課

Q 2：対象となる事業所は。

A 2：以下の要件を全て満たす事業所が対象となります。

- ① 富山市に所在していること。
- ② 令和8年1月1日時点において指定を受けており、現に営業を行っていること。
- ③ 支援金申請時点において休止・廃止をしていないこと。なお、医療みなし指定又は指定管理の対象となっている事業所は対象外となります。

Q 3：令和8年1月2日以降に開業した施設は対象となるか。

A 3：令和8年1月1日を基準日としているため、対象外となります。

Q 4：令和8年1月2日以降に廃止（又はサービス全体を休止）した事業所は対象となるか。

A 4：支援金を申請する時点において、廃止又はサービス全体を休止している場合は、対象外となります。

Q 5：施設・サービスを廃止することが決まっているが、対象となるか。

A 5：本支援金は事業を継続することを前提とし、そのための支援を行うものであり、廃止届を提出済みの場合など、今後サービスを廃止する予定がある場合は対象外となります。

Q 6：令和8年1月1日時点でサービスの一部を休止しているが、定員の考え方はどうなるのか。

A 6：令和8年1月1日時点で受け入れを行っていない定員については、その分は対象とならないため、除外して申請してください。

Q 7 : 共生型サービスを提供している事業所は、介護分と障害分のどちらも申請することができるのか。

A 7 : 1つの事業所として扱うため、介護保険課へ申請してください。障害福祉課へ申請された場合は、対象外となります。

Q 8 : サテライトの事業所は1つの事業所として扱われるか。

A 8 : 小規模多機能型居宅介護施設のように、サテライト型として指定を受けている場合は、本体事業所とサテライト型事業所はそれぞれ1事業所とします。通所介護などのサテライト事業所については、1つの事業所として指定を受けていることから、本体事業所と合わせて1事業所とします。

Q 9 : 訪問看護と介護予防訪問看護の指定を併せて受けており、一体的に運営している事業所の場合、どのように考えるのか。

A 9 : 一体的に運営されていることから、1つの事業所としてみなします。

Q 10 : 同一の法人が同一建物内で複数の事業所指定を受けている場合、それぞれの事業所が支援の対象となるか。

(例) 通所介護、訪問介護、訪問看護を同一建物内にて運営している場合

A 10 : 各事業所が支援対象となります。上記例の場合は、3事業所が対象です。

Q 11 : 通所介護等の定員の考え方について。

A 11 : 通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護の定員とは、当該事業所において、同時にサービスを受けることができる利用者数の上限（利用定員）のことです。

Q 12 : 小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護の定員の考え方について。

A 12 : 小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護の定員とは、当該事業所に登録できる利用人数（登録定員）のことです。

Q 13 : 「利用者に対し食事を提供していることがわかる資料」とはどのようなものか。

A 13 : 運営規定や重要事項説明書など、食費の金額が明記された資料のことを指します。通所介護、地域密着型通所介護及び認知症対応型通所介護の食材料費分を申請する場合は、それらの写しを添付してください。

Q14：富山県より同様の趣旨の支援金の支給を受けた（受ける予定だ）が、市の支援金は申請することができるか。

A14：申請することができます。

Q15：申請書類の提出方法は。

A15：郵送又は窓口にて提出してください。

Q16：申請期限はいつまでか。

A16：令和8年2月27日（金）必着です。

Q17：申請書類提出後に、対象事業所の記入漏れがあったことが分かった場合、再度申請することはできるか。

A17：申請できるのは1回のみであり、原則、再度の申請はできません。そのため、記入漏れがないよう十分にご確認のうえ申請してください。ただし、やむを得ない事情がある場合には、介護保険課にご相談ください。